

愛媛県福祉サービス第三者評価基準

「評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」

【老人保健施設版】

平成 22 年 4 月 1 日改定

愛媛県保健福祉部保健福祉課

## A-1 利用者の尊重

### 1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① 利用者と信頼関係を構築するための取組が積極的に行われている。

#### 【判断基準】

- a) 利用者と信頼関係を構築するための取組が積極的に行われている。
- b) 利用者と信頼関係を構築するための取組が行われているが、十分でない。
- c) 利用者と信頼関係を構築するための取組が行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 高齢者である利用者は、人生の大先輩であり、敬う気持ちや態度で接すること、また、利用者一人ひとりと円滑なコミュニケーションをはかることにより、良好な信頼関係をつくるのがサービスを提供するうえでの基本となります。また、利用者だけでなく利用者家族とのコミュニケーションも信頼関係を築くうえでは重要な要素であることから、日常的な関わりの中で、利用者および家族とのコミュニケーションを図るための工夫がなされているかを評価します。
- 本評価基準では、利用者との信頼関係を構築するための具体的な取組について、利用者調査も参考として、評価します。

#### 評価の着眼点

- 利用者への言葉づかいや接し方について、会議等で職員に徹底している。
- 利用者一人ひとりに対し声かけに心がける、また、担当制をとるなどして利用者と職員が一緒に過ごす時間を増やすなど、職員と利用者が積極的にコミュニケーションを図るよう工夫している。
- 利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、ゆっくり話す、目線を合わせる、手を握る等、コミュニケーションの方法を工夫している。また、傾聴を心がけるよう職員に徹底している。
- 意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わり合いを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に心掛けている。また、必要性や要望に基づいて、コミュニケーションの取れる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れている。
- 担当職員・ソーシャルワーカー・臨床心理士等の連携により、利用者の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努めている。
- 利用者の普段の生活状況を家族に伝える工夫をしている。

A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。

**【判断基準】**

- a) 利用者の主体的な活動が尊重されている。
- b) 利用者の主体的な活動の尊重が十分ではない。
- c) 利用者の主体的な活動が尊重されていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 利用者は、長い人生を過ごし、価値観や生活習慣も一人ひとり異なることから、利用者一人ひとりの考え方を理解し、生活の仕方を受け入れることにより、自己実現を助長し、その人らしい生活が送れるよう支援することが求められます。
- サービスを提供する側は、介助の専門家としての判断や価値観を利用者に押し付けてはいけません。サービスを必要とする生活であっても利用者自身の生活であり、自分で判断・選択する「自己決定」が基本です。利用者が適切な判断ができるように、十分な情報や専門的な知見、判断基準を提供したり、考え方の整理を共に行うなどして、判断を支援することが必要です。
- 本評価基準では、介護保険制度の「利用者本位」「自立支援」「利用者による選択（自己決定）」といった基本理念や、老人福祉法の理念等を踏まえ、利用者の主体的な活動が確保され、必要な支援がなされているかについて評価します。

**評価の着眼点**

- 利用者の主体的な活動を支援するための職員の役割が決められている。
- 利用者の主体的な活動については、その意向を尊重しながら、その発展を促すように側面的な支援を行っている。
- 利用者が、施設外の高齢者や知人等と自由に交流できるように様々な便宜を図っている。
- 利用者による自治会ないし利用者の会等がある。
- 自治会等は、施設運営の責任者と、定期的に又は必要な場合に随時協議する機会を持っている。

A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 見守りと支援の体制が整備されている。
- b) 見守りと支援の体制の整備が十分ではない。
- c) 見守りと支援の体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- サービスを必要とする状態にあっても、その人らしくいきいきと暮らし続けるためには、残存している能力を最大限に引き出し、適切な生活環境のもとに日常生活を再建していくことが必要です。さらに、生きる意欲とできる限りの社会性を持って、生活ができるように支援することが求められます。多様なハンディキャップのある利用者があり、その一人ひとりの状態にあった「自立」を考えていくことが大切です。
- 施設サービスにおいては、従来の画一的なサービスの提供から、利用者の個別性を尊重した「利用者本位の過不足のないサービスの提供」、「個別に目標を持つ、その人らしい自立の実現」へと転換が求められています。利用者に必要なサービスが不足したり、過剰に提供されてはならず、施設のサービスの量と質が適切に確保されなければなりません。  
介助にあたっては、一人ひとりの生活を支援するために必要なサービスの質と量を適切に把握し、利用者本位の視点から生活の質（QOL）の向上に向けた働きかけを行うことが求められます。
- 本評価基準では、利用者の主体性の尊重と自立支援という介護保険制度の基本理念や老人福祉法の理念を踏まえ、利用者が自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制とその具体的な取組について評価します。また、寝たきり予防に向けて、個々の心身の状態に応じた機能維持や離床対策が計画的に実施されているかについて評価します。

評価の着眼点

- 利用者が自力で行う日常生活上の行為は見守りの姿勢を保ち、必要な時には迅速に支援するという方針を会議や研修等で確認している。
- 自力で行っているときでも、介助が必要だと判断しなければならない場合があるが、その判断については、あらかじめ利用者（及び必要に応じて家族等）と十分な話し合いが行われている。
- 判断能力が低下している利用者については、複数の職員で会議を行う等により、適切なサービスを提供できるよう工夫がされている。
- 自力で行う行為による生活と活動の範囲が広がるように、職員の対応や施設の整備については常に検討されている。
- 寝たきり予防については、利用者の意欲と結びつけながら離床対策が計画的に実施されている。
- 利用者の安全を確保しつつ、抑制のない自由な生活を支援するために、起こりうるリスクについて家族の理解のもとに対応策を講じている。

## 1-(2) 利用者の権利擁護

A-1-(2)-① 利用者の権利を擁護する具体的な取組が行われている。

### 【判断基準】

- a) 利用者の権利を擁護する具体的な取組が行われている。
- b) 利用者の権利を擁護する具体的な取組が行われているが、十分でない。
- c) 利用者の権利を擁護する具体的な取組が行われていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 近年、高齢者に対する、身体的・心理的・性的虐待、介護や世話の放棄・放任等が社会的な問題となっており、平成18年4月には「高齢者虐待防止法」が施行されています。
- また、判断能力が低下している利用者に対しては、権利侵害を防ぐための具体的な手段として、必要に応じ、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することが望まれます。
- 本評価基準では、利用者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用等について事業所の具体的な取組を評価します。

### 評価の着眼点

- 権利侵害の防止や成年後見制度等について、職員の意識を啓発するため、定期的に具体的な事例を示し、研修会等を実施している。
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明会資料、マニュアル等の資料を通じて、家族や利用者に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて、相談に応じる体制がある。

A-1-(2)-② 虐待や身体拘束による人権侵害の防止策や、万一に備えての取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 虐待や身体拘束をなくすための具体的な取組が行われている。
- b) 虐待や身体拘束をなくすための具体的な取組が十分ではない。
- c) 虐待や身体拘束をなくすための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、利用者の尊厳を守り、身体拘束や虐待を行わないことを運営規程等に明示しているか。適切な対応についての研修や会議等が行われているか。また、万一、発生した場合には、十分に原因の究明が行われ、再発の防止に向けての仕組みが整備されているかどうかに着目します。
- 高齢者施設における身体拘束については、事業者が拘束廃止に向けて取り組む中で、緊急止むを得ない場合に例外的に認められるものであり、止むを得ず行う場合には、その必要性の検討結果や見直し状況を適切に記録する必要があります。
- 本評価基準では、利用者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、虐待や身体拘束という権利侵害の防止対策や不適切な対応を排除する仕組みが作られているかについて評価します。

評価の着眼点

- 虐待等について、具体的な例を示した上で禁止するとともに、不適切な行為が行われないよう守るべき規範・倫理等を就業規則、職務規程及びマニュアル等にも明文化している。
- 高齢者虐待防止関連法等について、日頃からミーティングや会議等で取り上げ、虐待等が行われていないことを確認している。
- 利用者と接する場面で虐待等が起きないように、接し方等の研修を行っている。
- 職員相互のチェックやストレスへの対応の仕組みが設けられている。
- 万一、虐待等が行われた場合の処分規定を設ける等、対応を明確にしている。
- 万一、虐待等が行われた場合、その原因を究明し、今後発生しないよう防止策を講じる仕組みが整えられている。

### 1-(3) 認知症ケア

A-1-(3)-① 認知症高齢者への対応は、利用者の個別的状況を十分に把握した上で、適切なケアに努めている。

#### 【判断基準】

- a) 認知症利用者への対応が適切に行われている。
- b) 認知症利用者への対応を行っているが、十分でない。
- c) 認知症利用者への対応が適切に行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、認知症高齢者などの認知症利用者一人ひとりの個々の状況に応じ、必要な介護への取組が行われているかを評価します。
- 認知症のある利用者に対しても、一人の人格者として尊重しながら、問題行動に対する記録や観察による理解と、原因究明、適切な対応体制の整備について評価します。

※認知症介護 研究・研修 東京センター ケアマネジメント推進室『新しい認知症ケア』

古い認知症ケア	新しい認知症ケア
問題対処、諦めのケア	可能性、人間性指向のケア
認知症になると本人は何もわからない、何も出来ない	認知症でも感情や心身の力は豊かに残っている
問題に対処するのが「ケア」	認知症でも利用者本位、尊厳と自立を支援することがケア
本人にはわからないから環境は最低限でよい	なじみがあり力を触発する環境が鍵。我が家のような環境
危険だから外には出さない	出来るだけ自然や地域とのふれあいを
家族や一部のケア職員が抱え込んでいる	地域の人々や多様な専門職が一緒になって
「とりあえず」というその場しのぎのケア	経過全体を見て憎悪を予防し、継続的に
↓	↓
不安、ストレス、無為な日々	安心、楽しい、生き生き
状況の憎悪、要介護度悪化	状況の緩和、要介護度改善・維持
介護負担、費用の増大	介護負担、費用の抑制

#### 評価の着眼点

- 認知症利用者一人ひとりの生活歴等を十分に把握し、馴染みの職員の担当制やグループケア（ユニットケア）を行うなど個々の状況に応じた対応が適切に行われている。
- 認知症利用者が安心して生活ができるよう、見やすく馴染みのある時計やカレンダーの掲示、行動障害のある利用者の危険防止など、過ごしやすい環境づくりに取り組んでいる。
- 認知症利用者が施設の生活を通じて、能力や意欲を発揮できるよう、定期的に検討会を実施し、問題行動等の原因の究明、除去など、適切な支援が行える体制がとられている。

- 身体拘束や過度の薬の投与などによる抑制が行われないよう対応している。
- 認知症についての知識、認知症利用者の行動への対応方法等の研修を実施している。
- 必要に応じて、専門医との連携が図られている。



## A-2 日常生活支援

### 2-(1) 食事

#### A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。

##### 【判断基準】

- a) サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。
- b) サービス実施計画に基づいた食事サービスの用意が十分ではない。
- c) サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されていない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、支援が必要な利用者一人ひとりについて、サービス実施計画等において、利用者の身体状態等に応じた留意点や支援の内容が明示され、その計画等に基づいて実施されていることを求めています。
- また、摂食・嚥下障害などに対するケアの取組が行われているかどうかを評価します。

##### 評価の着眼点

- サービス実施計画等において、①栄養量、②食事形態、③水分補給、④介助の方法など利用者の状態に応じた留意点や支援の内容が明示されている。
- 食事の介助等、支援方法に関してマニュアルが用意されている。
- 利用者の体調や身体状況により、必要に応じて個別の食事（例：栄養改善食、療養食、経口移行・維持食、経管栄養等）が用意されている。
- 利用者の身体状況等に応じた食事のための自助具等が活用されている。
- 心身の状況により咀嚼や嚥下が困難な利用者について、身体状況や健康状態の把握を定期的に行うとともに、きざみ食だけでなく、軟菜食やソフト食等、利用者にあった食事形態を工夫して提供している。
- 心身の状況により自力摂取が困難な利用者の食事介助について、出来ない部分について必要な介助を行っている。

A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。

**【判断基準】**

- a) 食事が美味しく、楽しく食べられるように工夫をしている。
- b) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫が十分ではない。
- c) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫をしていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準では、食事に関する利用者の嗜好や献立などに対して、施設として対応していく検討体制の整備や具体的な取組を評価の対象とします。
- 利用者の嗜好を把握する方法については、アンケート調査や残滓調査が一般的に行われていますが、この他にどのような工夫を行い献立に反映させているか、また、食事を美味しく、楽しく食べられるような環境をどのように整えているかが評価のポイントとなります。

**評価の着眼点**

- 利用者の喫食量の把握や残滓調査を行うなど栄養摂取量の把握に努めるとともに、定期的に嗜好調査等を行うなど利用者の嗜好を把握する機会を設け、その結果を献立に反映している。
- 食事サービスの検討会議等には利用者も参加している。
- 嗜好に合わせた選択食が用意されている。
- 献立・食材に季節感があり、盛り付けや食器にも工夫している。
- 献立及び食材について、その情報はあらかじめ利用者に提供されている。
- 食事介助にあたり、せかせて食べさせることがないよう、利用者の様子を良く見ながら介助や支援を行っている。
- その他、食事を美味しく、楽しく食べられるよう工夫を行い、献立に反映させ、また食事環境を整えている。

A-2-(1)-③ 栄養ケアマネジメントを全ての利用者に対し、適切に提供できる仕組みになっている。

【判断基準】

- a) 栄養ケアマネジメントを全ての利用者に対し、適切に提供できている。
- b) 栄養ケアマネジメントを実施しているが不十分である。
- c) 栄養ケアマネジメントは行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、全ての利用者に対して栄養ケアマネジメントを適切に提供する仕組み（栄養スクリーニング、アセスメント、栄養ケア計画、カンファレンス、モニタリングなど一連の適切な栄養管理サービスを実施する取組）ができているかどうかを評価します。

評価の着眼点

- 栄養ケアマネジメントを提供する仕組み（施設内での流れ・担当者等）があり、利用者一人ひとりに対応した食事の提供を行うためのマネジメント機能を担う体制となっている。
- 栄養ケアマネジメント（栄養スクリーニング、アセスメント、栄養ケア計画、カンファレンス、モニタリングなどの一連の栄養管理サービス）を適切に実施する仕組みがある。
- 利用者の栄養状態などについて、管理栄養士、医師、看護師、介護士、介護支援専門員等の多職種が協働・連携して、カンファレンスが行われている。
- 利用者一人ひとりの身体状況、栄養状態、嗜好に応じて個別に栄養ケア計画が立てられ、計画に基づいた食事が提供されている。
- 栄養ケアマネジメントにより、低栄養等のリスクのある利用者について栄養状態の改善等の効果が確認できる。
- 利用者に対して、サービスの説明用マニュアル、ポスターやリーフレットなど、わかりやすい資料を用意し、わかりやすく説明した上で同意を得ていることが確認できる。
- 職員に対する栄養教育、研修などが行われている。

A-2-(1)-④ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。

【判断基準】

- a) 喫食環境に配慮している。
- b) 喫食環境の配慮が十分ではない。
- c) 喫食環境に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、喫食環境について、施設として利用者の希望を把握し対応するための検討体制の整備と具体的な取組を評価します。
- 喫食環境には、食堂等の環境整備だけでなく、ある程度の幅で利用者が好きな時刻に食べられる体制、自分のペースで食べられる配慮等も含まれます。

評価の着眼点

- 食堂の設備や雰囲気について定期的に検討会議を開き、必要に応じて改善を図っている。
- 食事は、利用者全員が一斉に摂るのではなく、幅のある時間帯の中で個人が好む時間に摂ることができる。
- 利用者に合ったテーブル、椅子の高さに配慮している。
- 車イスからひじ付椅子等への移乗を行うなど、落ち着いて食事がとれるよう配慮している。

## 2-(2) 入浴

A-2-(2)-① 入浴は、利用者の心身の状態や介助方法など個人的事情に配慮している。

### 【判断基準】

- a) 利用者の心身の状態や介助方法など個人的事情に配慮している。
- b) 利用者の心身の状態や介助方法など個人的事情の配慮が十分ではない。
- c) 利用者の心身の状態や介助方法など個人的事情に配慮していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本票評価基準は、入浴について、利用者の心身の状態や健康状態、必要な介助などの個人的事情に十分配慮するため、サービス実施計画等に、健康状態や介助等の留意点が明示されていることを求めています。併せて、安全面やプライバシー保護を考慮した具体的な支援方法や注意点がマニュアルに定められていることが必要です。

### 評価の着眼点

- 安全やプライバシーの保護を含めて、入浴介助や支援・助言方法についてマニュアルが用意されている。
- 利用者の生活リズムや動作のペースに合わせて、入浴時間（入浴する時刻、所要時間など）に配慮している。
- 限られた時間や介護職員でサービスをどのように提供するかではなく、利用者の状況に応じ、利用者の課題やニーズにあった入浴方法を検討し行っている。
- 同性介助を希望する利用者に対しては、可能な限り希望に応じている。
- 身体的な理由などにより入浴できない利用者について、清拭など、他の方法で清潔を保つようにしている。
- 入浴の介助や支援・助言業務は、所定の様式により記録されている。

A-2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に沿って行われている。
- b) 利用者の希望に沿って行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に沿って行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入浴の時間帯、週間の入浴回数、設定された時間外の利用など、可能な限り利用者の希望に添う必要があることから、施設として希望を把握するための検討体制の整備と具体的な取組を評価します。
- 身体を清潔に保つには入浴は欠かせないものです。また、利用者から施設側へのニーズとして、入浴時間や回数増加の要望が多く聞かれます。その回数や実施方法が入所者の身体状況に合わせて検討されているか、また、限られた時間や介護職員数でサービスをどのように提供するということがばかりが考えられ、利用者の課題やニーズにあった入浴方法が検討されていないということはないかを評価します。

評価の着眼点

- 設定された時間のほかに、失禁や汗をかいた場合など、必要に応じて入浴が可能である。
- 入浴順序や、介助の手順について、利用者の希望を尊重している。
- 入浴の時間帯や週間回数について、利用者の希望を聞く仕組みがある。
- シャワー浴は、必要に応じ自由に利用できるようにしている。

A-2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。

【判断基準】

- a) 環境は適切である。
- b) —
- c) 環境は適切ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、浴室・脱衣場や入浴器具等の設備について、事故防止、プライバシー保護及び快適性の確保の観点から、施設における検討体制の整備や環境確保のための工夫を評価します。
- また、浴槽内の水質の衛生も保たれているかどうかについて評価します。
- 環境・衛生等のマニュアルに基づいて実施されていることも評価します。

評価の着眼点

- 脱衣場の冷暖房は、気候や利用者の身体的状態に応じて調整されている。
- 浴室や脱衣場は、プライバシーを保護する構造・設備上の工夫や保護する環境を確保するための工夫が行われている。
- 入浴の都度、浴室、浴槽、入浴介護用品などの清掃と消毒が行われている。
- 浴室の清潔について、チェック表を用意し、活用している。
- 定期的に水質の検査を行っている。
- 疥癬やその他の感染症に罹患している利用者への入浴方法について、入浴順番を最後にするなどの適切な配慮が行われている
- 感染防止マニュアルに、感染症に罹患している利用者の入浴方法について記載されている。

## 2- (3) 排泄

### A-2- (3) -① 排泄介助は適正かつ快適に行われている。

#### 【判断基準】

- a) 介助は適正かつ快適に行われている。
- b) —
- c) 介助は適正かつ快適に行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、排泄介助について、利用者の個人的事情、健康状態に十分配慮するため、サービス実施計画等に、注意点や留意点が明示されていることを求めています。併せて、安全面やプライバシー保護を考慮した具体的な支援方法や注意点がマニュアルに定められていることが必要です。
- また、オムツに安易に頼ることなく、利用者個々の特性に応じた排泄の自立のための援助を行っているかどうかを評価します。

#### 評価の着眼点

- 排泄介助に際して、利用者の健康状態や注意事項、排泄の自立に向けた課題等がサービス実施計画に明示され、一人ひとりの状態にあわせた援助やサービス提供が行われている。
- 利用者一人ひとりの排泄サイクルを個別チェックリスト等により確認し、排泄ケアに活用している。
- 排泄介助（安全、プライバシー、便意・尿意・失禁への対応を含む）の方法や、排泄用具（おむつ、移動式便器、集尿器、採尿器、ストマ用具等）の使用法について、衛生や防臭を考慮したマニュアルが用意されている。
- 同性介助を希望する利用者に対しては、可能な限り希望に応じている。
- 居室での排泄ケアに際しては、個室でない場合は、プライバシーカーテンを必ず閉めている。
- 自力でトイレに行くことが困難な利用者等については、トイレ誘導等の必要な支援を行っている。
- トイレ誘導のほか、ポータブルトイレや尿・便器などの工夫と活用によって、できるだけオムツに頼らない排泄ケアに取り組んでいる。
- その他、トイレに近い部屋に配置換えしたり、トイレの場所へまで誘導する目印を付けるなどの工夫を行っている。
- トイレ内の手すり、ドア、ペーパーホルダーの位置などの工夫を行っている。
- やむを得ずオムツを使用する場合でも、夜間のみとする等の工夫を行っている。
- オムツ交換は、随時交換を基本としている。
- 排泄介助の結果は所定の様式により記録されている。



A-2-(3)-② トイレは清潔で快適である。

【判断基準】

- a) 清潔で快適である。
- b) —
- c) 清潔かつ快適ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、身体状況に応じたトイレ設備や補助具の配備などの点検・改善のための検討体制の整備とともに、事故防止、プライバシー保護及び快適性の確保について、工夫や具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 身体状況に応じた設備や補助具の配備を含めて、トイレ環境の点検・改善のための検討を定期的に行っている。
- プライバシーに配慮したトイレの構造・設備になっている。
- 換気や適切な薬品使用等の防臭対策がなされている。
- 清掃は毎日行われ、汚れた場合は直ちに対応している。
- 採光・照明等は適切で、冷暖房設備により快適な環境が保たれている。

## 2-(4) 睡眠

A-2-(4)-① 安眠できるように配慮している。

### 【判断基準】

- a) 配慮している。
- b) —
- c) 配慮していない

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、夜間就寝中の対応に関するマニュアルの策定と個別支援を求めています。併せて、安眠できるような具体的な取組や工夫についても評価します。

### 評価の着眼点

- 寝室やベッド周辺の光や音について、利用者の希望や状況に応じた適切な配慮がなされている。
- 夜間就寝中の利用者に対するサービスについて、体位変換やおむつ交換、睡眠リズムの乱れや不眠者への対応等を含むマニュアルが用意されている。
- 夜間の水分補給、おむつ交換、トイレ誘導、不眠者の見守り等が適切に行われている。
- 夜間に行われた個別支援は、所定の様式で記録されている。
- 寝具は、利用者の好みに基づいて用意され、又は私物使用も認められている。
- 不眠等により同室者に影響を及ぼす場合、一時的に他の部屋を使用することもできるよう配慮している。

## 2-(5) 移動

A-2-(5)-① 移動の介助は利用者個々の心身の状況に応じて適切な技術を用いるとともに、個々の要望に十分に配慮している。

### 【判断基準】

- a) 移動に関する個別介助は適切に行われており、個々の要望に十分な配慮がなされている。
- b) 移動に関する個別介助は適切に行われているが、個々の要望への配慮は十分とはいえない。
- c) 移動に関する個別介助は適切に行われているとはいえない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、移乗・移動介助が必要な利用者一人ひとりについて、利用者の個人的事情、身体状態に十分配慮するため、サービス実施計画等に、注意点や留意点が明示されていることを求めています。併せて、安全面を考慮するとともに、利用者の能力を引き出し自立を支援する具体的な支援方法や注意点が徹底、実践されていることが必要です。

### 評価の着眼点

- 移動ケア（移乗・移動介助）について、利用者の身体状態や注意事項が、施設サービス実施計画に示されている。
- 安全面を含め、移乗・移動介助の方法や注意点が職員に共有され、実践されている。
- 自立支援に向けた移乗・移動介助が行われている。
- 個々の利用者にフィットした車椅子や歩行器、履物、ベッドの高さなどに配慮している。
- 実際の移動に際して、利用者のペースに合わせた介助を行っている。

## 2-(6) 機能回復訓練

### A-2-(6)-① 利用者の心身の状況に応じた機能回復の支援が適切に行われている

○

#### 【判断基準】

- a) 機能回復の支援が適切に行われている。
- b) 機能回復の支援が適切に行われているが、十分でない。
- c) 機能回復の支援が適切に行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 老人保健施設は、病院での治療は終わったが、手足の麻痺などの障害が残り、いきなり自宅復帰が困難な高齢者に、一定の期間入所し、自宅での生活が円滑に快適に過ごせるように、日常生活における歩行や食事や排泄などについての自立機能を高めるための訓練をする施設である。こうした老健のリハビリテーション施設としての役割を十分に発揮していくためには、限られた期間の中で、自立や活動性を促し、介護負担が軽減されるよう残存機能を生かしつつ、少しでも生活すること自体がリハビリテーションとなるような居宅生活への復帰をめざしたりハビリテーションが求められます。
- 本評価基準では、利用者一人ひとりの身体的な状況に応じて、機能回復又は機能減退の防止のため必要な取組が提供されているかについて、具体的な取組を評価します。

#### 評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの身体的な状況を十分に把握し、それにより個別プログラムを策定し、プログラムに沿った機能回復訓練を実施している。
- 機能回復及び機能減退訓練は、理学療法士または作業療法士等が中心となって、計画的に実施している。
- 寝たきりによる筋肉の萎縮、関節の拘縮を防止と、利用者のADLの改善及び生活の質の向上を目指し、介護専門職等が行う生活リハビリやリクレーション等による日常生活動作の機能回復、機能減退防止に取り組んでいる。
- 機能回復訓練が、離床、排泄の自立など、利用者の生活に生かされている。

## 2-(7) 健康管理

### A-2-(7)-① 日常の健康管理は適切である。

#### 【判断基準】

- a) 適切である。
- b) —
- c) 適切ではない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の日常の健康管理体制の整備と具体的取組について評価します。利用者一人ひとりについて、日常の健康状態を継続して記録し、緊急時の応急処置の方法や搬送する病院等が記載された健康管理票等の整備とそれに基づく取組が求められます。

#### 評価の着眼点

- 利用者の健康管理マニュアルが用意されている。
- 医師又は看護職員が、利用者（及び必要に応じて家族等）に対して健康面の説明を定期的に行っており、健康相談を受けることができる。
- 年1回又は2回以上、利用者の定期健康診断が適切に行われ、健康管理票等により記録として整理されている。
- 利用者（及び必要に応じて家族等）の承諾を得て、インフルエンザ等の予防接種を行っている。
- 利用者の健康状態の把握のため、バイタルサインおよび睡眠・食事・排泄等の日常生活の状況が観察、記録されている。
- 利用者に対する水分摂取の援助が適切に行われ、摂取状況が把握されている。また、水やお茶による水分補給が困難な利用者に対しては、ゼリーなどの工夫をしている。
- 口腔内の清潔保持に配慮（義歯の食事の都度の清掃・手入れ、義歯が適合しているかどうか定期的に専門家によるチェック等）し、認知症高齢者や寝たきりの利用者など自分で歯磨きができない入所者については、毎食後、口腔ケアが援助されている。
- 歯科医師又は歯科衛生士により、歯磨き、歯磨き介助、歯肉マッサージ等の方法やその他の口腔衛生について、定期的に指導を受けている。
- 便秘の予防とその対応として、一人ひとりの排泄習慣を理解し、一人ひとりに応じた自然排便を促すための工夫がなされている。
- 入浴の際に、皮膚の状況を確認するなど、利用者の健康状況の確認に配慮している。
- 健康の維持・増進のため、日常生活の中に取り入れるプログラムが用意されている。

A-2-(7)-② 褥瘡の予防対策について、具体的取組が行われている。

【判断基準】

- a) 褥瘡の治療及び予防に対して、具体的な取組が行われている。
- b) 褥瘡の治療及び予防に対する配慮はなされているが、具体的な取組としては十分とはいえない。
- c) 褥瘡の治療及び予防に対して、具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、褥瘡対策のための指針を整備しているか、また褥瘡の治療及び予防のためのケアが適切に行われているかどうかを評価します。

評価の着眼点

- 長く臥床した状態にならないように座位姿勢の保持などに配慮するとともに、体位交換を適切に行っている。
- 入浴や清拭など、清潔面に適切に配慮している。
- 個人の状況に合わせて、褥瘡予防に有用な介護用品を活用している。
- 入浴時やオムツ交換時などに、褥瘡の有無や予防の必要などについて、チェックを行っている。
- シーツやオムツにシワがないように、十分に注意している。
- 褥瘡の治療及び予防のために医師の指示や助言を受けている。
- 栄養の摂取について、適切に配慮を行っている。
- 褥瘡対策のための指針を整備している。
- 褥瘡対策チーム及び褥瘡予防対策担当者を設置している。
- 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしている。
- 褥瘡の原因や予防・治療のための有効な手段を職員間で共有し、有効な方法が実施されている。
- 職員に対し、褥瘡対策のための研修を実施している。

A-2-(7)-③ 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。

【判断基準】

- a) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されている。
- b) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制は整備されているが、取組が十分ではない。
- c) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、利用者の健康面に変調があった場合の緊急対応の体制整備と具体的な取組について評価します。
- 「迅速かつ適切な医療が受けられる体制」とは、地域内に協力的な医療機関（診療所又は病院、概ね20分以内でアクセスできる診療所又は病院）を確保しており、またその場合に、医師の指示等についてケアに当たる職員が共有できる体制になっているか、とか、ケアに当たる職員から医師への伝達がスムーズに行く体制があるか、などの双方向の仕組みを評価します。

評価の着眼点

- 健康面に変調があった場合の対応の手順が、マニュアルとして用意されている。
- 地域内に協力的な医療機関を確保している。
- 医療機関には電話による指示なども受けることができる体制になっている。
- 医師による指示などについては、看護職員や介護職員などが共有できる体制になっている。
- 介護職員などから医師に対して、また医師から職員に対しての情報伝達がスムーズにできるような体制になっている。
- 確保している医療機関とは、迅速かつ適切な医療が受けられるように、日常的な連携を図っている。

A-2-(7)-④ 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。

【判断基準】

- a) 確実に行われている。
- b) —
- c) 確実に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の内服薬・外用薬等の管理体制の整備と具体的取組について評価します。

評価の着眼点

- 利用者（及び必要に応じて家族等）並びに担当職員は、薬の目的・性質・効果・副作用・注意事項等について、適切な情報を得ている。
- 一人ひとりの利用者に使用される薬物の管理（保管から服用・使用確認に至るまで）について、マニュアルが用意されている。
- 薬剤などの管理は、紛失などが起こらないよう、施錠できるロッカーに保管するなど適切に行われている。
- 薬物の取り違い・服用拒否や服用忘れ・重複服用等、薬物使用に誤りがあった場合の対応について、マニュアルが用意されている。
- 内服・外用薬の使用状況は、所定の様式に従って記録されている。
- アクシデントレポート、インシデントレポートが整備され、活用されている。



## 2 - (8) 衣服等

A-2-(8)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。

### 【判断基準】

- a) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、衣服について、利用者の主体性の尊重を基本にした上で、個性、好みを踏まえた、施設の具体的取組と工夫について評価します。

### 評価の着眼点

- 衣類は利用者の意思で選択している。
- 衣類の選択について、必要があれば相談に応じている。
- 衣類の購入の際には、必要があれば、職員が相談、情報提供、買い物支援等に応じている。

A-2-(8)-② 利用者の身だしなみや清潔への配慮について支援が行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の身だしなみや清潔への配慮に支援が行われている。
- b) 利用者の身だしなみや清潔への配慮に支援が行われているが、十分でない。
- c) 利用者の身だしなみや清潔への配慮に支援が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 髪型、ひげそり、歯磨き、化粧など生活のメリハリをつける身だしなみは生活に潤いをもたらすものであり、利用者の個性や好み、主体性を尊重した上で、必要に応じ支援を行うことが求められます。
- また、利用者が快適に日常生活を送るためには、失禁やよだれなどで身体や衣服が汚れたときや、入浴ができない利用者に対し必要な支援が行われることが必要です。
- 本評価基準では、利用者の身だしなみや清潔への配慮への支援について、事業所の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 毎日、起床時及び就寝時の着替えをチェックし、必要な支援がなされている。
- 衣服は、季節・生活サイクルに合ったものを着用するよう配慮がなされている。
- つめきり、ひげそり等の衛生管理が定期的に行われている。
- 身体や衣服が汚れた場合には、速やかに対応している。  
また、利用者が着替えを希望した場合、その意思を尊重している。
- 介助に頼らず自ら着替えをしたいという希望のある利用者に対しては、その意思を尊重して必要な支援を行っている。

## 2-(9) 理容・美容

A-2-(9)-① 利用者の理容・美容については、利用者の個性や好みを尊重し、選択を支援している。

### 【判断基準】

- a) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の理容・美容については、利用者の状況によっては、理・美容師に事業所へ訪問してもらう必要もあり、地域の理髪店や美容院の理解と協力が不可欠であり、日常的な連携が重要です。
- また、利用者の個性や好みを尊重した上で、理容・美容を行うことが求められます。
- 本評価基準では、地域の理髪店や美容院との連携の状況と利用者の個性や好みを尊重した理容・美容への支援について具体的な取組や工夫を評価します。

### 評価の着眼点

- 地域の理髪店や美容院に対しては、理解と協力が得られるよう、必要に応じて職員が連絡・調整を行っている。
- 利用者の状況に応じ、理・美容師が事業所へ訪問してもらえる。
- 地域の理髪店や美容院を利用する際は、必要に応じて職員の送迎や同行などの支援を行っている。
- 髪型や化粧の仕方等は利用者の意思で決めており、利用者や家族から、髪型の好みを十分に把握し、必要に応じ、理容師に伝えている。
- 職員は、必要があれば、整髪や化粧を手伝ったり、又は相談に応じたりしている。

## 2-(10) 外出、外泊

### A-2-(10)-① 外出、外泊は利用者の希望に応じて行われている。

#### 【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の希望に応じた外出、外泊が行われるように、利用者の外出、外泊に関するルール化の方法、外出援助の体制整備について評価します。

#### 評価の着眼点

- 利用者の代表や自治会等と話し合っ、外出についてのルールを設けている。
- 必要なときには、職員・ガイドヘルパー・地域のボランティア等、いずれかの人からの介助や支援・助言を受けられる体制が整っている。
- 地域のガイドマップやイベント等の情報を普段から収集するよう努め、利用者に提供している。
- 外出に伴う安全確保や不測の事態に備えて、利用者に必要な学習を行うとともに、連絡先を明示したカード等を準備し、利用している。
- 外泊は施設側の都合で決めるのではなく、利用者及び家族の立場に立って、担当職員がその調整を行うようにしている。
- 盆や正月の外泊は、強制したり、利用者や家族の事情を考慮せずに要請するようなことはしていない。

## 2-(11) 余暇・レクリエーション

### A-2-(11)-① 利用者の余暇活動やレクリエーションへの支援が適切に行われている。

#### 【判断基準】

- a) 余暇活動やレクリエーションは利用者の希望が反映され、希望に沿って行われている。
- b) 余暇活動やレクリエーションは利用者の希望が反映されているが、十分ではない。
- c) 余暇活動やレクリエーションは利用者の希望が反映されていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 介護老人保健施設では、施設サービス計画は居宅生活への復帰を目指したものとなっています。したがって、レクリエーションについても「機能訓練」の一環、又は「生活の活性化」、「社会性や対人関係の構築」など明確な位置づけをもって実施することが求められます。
- 本評価基準では、余暇やレクリエーション活動は一人ひとりの利用者の希望に沿って実施することが重要であることから、利用者の意向の把握、企画への参加、地域の社会資源の活用等について、施設の具体的な取組と工夫について評価します。

#### 評価の着眼点

- レクリエーションを、「機能訓練」の一環、又は「生活の活性化」、「社会性や対人関係の構築」など明確な位置づけをもって実施している。
- 日常生活の中で、利用者が気軽に参加できるレクリエーション活動のプログラムが用意されている。
- 利用者一人ひとりの余暇活動や生きがいに対する意向を把握し、活動を支援している。
- 利用者には、余暇や趣味、クラブ活動、レクリエーションに関する情報を提供している。
- 利用者自身が主体的に企画・立案するように、職員は側面的な支援をしている。
- 必要に応じて、外部から協力者（ボランティア）を受け入れている。
- 地域の社会資源を積極的に活用している。
- 利用者の興味を喚起するための工夫がされている。

## 2-(12) 所持金・預かり金の管理等

A-2-(12)-① 利用者の金銭を預かり管理する場合は、利用者や家族に定期的に報告するなど適切な管理体制が整備されている。

### 【判断基準】

- a) 適切な管理体制が整備され、確実な取組が行われている。
- b) 管理体制が整備されているが、取組が十分ではない。
- c) 管理体制が整備されていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 金銭管理を行う際には、定期的な点検など安全に管理されるための規定が設けられているとともに、定期的な点検体制や、利用者や家族にも定期的な報告（少なくとも3ヵ月ごと）がなされていることが必要です。
- 本評価基準では、自己管理が困難なため、利用者の希望に応じて施設において利用者の金銭を管理する場合に、安全かつ透明性を確保した金銭管理が行われているか、また自己管理に支援を必要とする人には、自己管理に向けた学習を支援しているかどうか、について評価します。
- 管理すべき財産が高額である場合等、必要に応じて成年後見制度等の利用を支援することも必要です。

### 評価の着眼点

- 利用者の預かり金については、預かり金規約を定め、責任の所在を明確にしている。
- 施設の金銭管理における相互チェック体制がとられている。（通帳と印鑑保管責任者と出納責任者の分離等）
- 預り金残高について、定期的（少なくとも3ヵ月ごと）に、本人・家族への報告が行われている。
- 自己管理ができる人には、金銭等を保管する場所と設備を提供している。
- 自己管理に支援を必要とする人には、小遣い帳を活用するなどして、自己管理に向けた学習を支援している。
- 金銭管理技能を含む経済的な対応能力を高めるための学習プログラムが用意されている。

A-2-(12)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。

**【判断基準】**

- a) 利用者の意志や希望が尊重されている。
- b) -
- c) 利用者の意志や希望に十分応じていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 新聞・雑誌等の情報媒体については、施設の中での生活ではあるものの、可能な限り自由な生活を送れる環境にすることが望ましいことを踏まえ、新聞・雑誌等が自由に閲覧できるだけでなく、利用者個人でも購入できるよう配慮がなされていることが大切です。
- 本評価基準では、新聞、雑誌、テレビ等の情報媒体や情報機器を、利用者の意思や希望が尊重され、その意思や希望に添って利用できるようにするために、施設はどのような工夫を行っているか、その具体的取組について評価します。

**評価の着眼点**

- 共用の新聞・雑誌が用意されている。
- 利用者がゆっくり閲覧できるよう環境づくりがなされている。
- 新聞・雑誌やテレビ等の共同利用の方法について、利用者間の話し合いで決められている。
- 新聞・雑誌を個人で購入できる。
- テレビやラジオ等を個人で所有できるように便宜を図っている。

A-2-(12)-③ 食料品や嗜好品（酒、たばこ等を含む）、衣服などの身の回り品は、利用者が直接選んで購入でき、それを楽しむことができるように配慮している。

**【判断基準】**

- a) 利用者本人の希望により、自由に選んで、随時、購入でき、それを楽しむことができるようにしている。
- b) 利用者本人の希望により、自由に楽しむことはできるが、直接選んで購入はできない。
- c) 利用者本人の希望による購入や楽しみが制限されている。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 施設の中でも、利用者が自由に、主体的な生活を送れる環境にあることが望ましいことから、本評価基準では、利用者本人の希望による食料品や嗜好品の買い物やそれを楽しむことについて、利用者の選択の保障と購入機会の確保が適切であるかどうかを評価します。
- 嗜好品には、酒、たばこ等も含まれ、これらを楽しむことが出来るよう便宜を図っているかどうかについても評価します。なお、酒、たばこ等については、利用者の意志や希望が尊重された基本的ルールの設定や、利用者が正しい認識を持てるような情報提供に関する事業所の具体的取組や工夫も評価の対象とします。

**評価の着眼点**

- 食料品や嗜好品の買い物やそれを楽しむことの意義を職員間で共有化している。
- 嗜好品を楽しむことについて、施設として基本的に認める方針がある。
- 施設内に売店が常設されており、利用者は自由に利用できる。
- 利用者の希望により、定期的に施設外の商店などに行って買物ができるように配慮している。
- 煙草を吸わない利用者に対して分煙がなされているなど、他の利用者に悪影響が及ばないような配慮がなされている。
- 具体的な場面では、自治会や利用者全員と協議して、場所・時間・方法（喫煙場所、飲酒場所・時間、一気呑みの禁止等）に様々な配慮を行っている。
- 酒やたばこの害については、利用者が正しい認識を持てるよう、利用者全員に情報提供を行った上で、飲酒・喫煙が認められている。